

**不利益処分個別票**

|                      |  |
|----------------------|--|
| 所管局部課（担当）名<br>（電話番号） | 健康局健康推進部生活衛生課(06-6208-9981)  |
| 処分課（担当）名             | 同上   |
| 処分の名称                | 専用水道設置者等に対する給水停止命令   |
| 概要                   | 大阪市長は、専用水道において、法第5条の施設基準に適合しなくなった場合、改善の指示を行います。また、水道技術管理者が継続して職務を怠った場合は水道技術管理者の変更を勧告します。簡易専用水道の管理が厚生労働省令に定める管理基準に適合しなくなった場合、必要な措置を採るよう指示します。専用水道、簡易専用水道の設置者がこれら改善の指示等に従わない場合は給水停止を命ずることができます。  |
| 根拠法令等<br>及び条項        | 水道法第37条  |
| 処分基準                 | <p>法第36条第1項又は第3項に定める改善の指示に従わず、給水をそのまま継続させることが当該水道の利用者の利益を阻害すると認めるときは、当該施設設置者に対して、その指示に係る事項を履行するまでの間、給水を停止すべきことを命ずることができる。</p> <p>法第36条第2項に定める勧告に従わず、併せて給水を継続させることが当該水道の利用者の利益を阻害すると認めるときは、当該施設設置者に対して、その勧告を履行するまでの間、給水の停止を命ずることができる。</p> |
| ホームページ               |  |
| 備考                   |  |